

臨床研修病院の新規指定等の取扱について

平成20年9月19日
厚生労働省医政局医事課

臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員については、原則として、当分の間これを行わないこととしていたが、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会での議論を踏まえ、今回、地域医療への貢献を行う点を考慮して、臨床研修病院がない地域や医師が少ない地域において研修を行う臨床研修病院については、例外として、新規指定や募集定員の増加を行うこととし、具体的には下記のような取扱とした。

なお、引き続き、医師臨床研修部会において、地域医療への貢献の状況等を考慮しながら、臨床研修の質の向上を図る観点から、臨床研修病院の指定基準について議論を進め、その見直しを行う予定である。

記

1. 臨床研修病院の新規指定について

(1) 新規指定について

- 単独型・管理型臨床研修病院の指定基準を満たしており、かつ、以下のいずれかに該当する場合に、例外的に新規指定を行った。
 - ① 申請病院が所在する二次医療圏に単独型・管理型臨床研修病院がない場合。
 - ② 申請病院が所在する二次医療圏で10万人対従事医師数が全国平均(207.4人)を下回る場合。
 - ③ 10万人対従事医師数が全国平均を下回る二次医療圏にある協力型臨床研修病院又は研修協力施設において、全ての研修医が、2年次に3か月以上研修する場合。ただし、当該地域での研修に伴う研修医の生活環境の変化が、研修医にとって負担とならないよう配慮されていること。

(2) 募集定員について

- ・ 研修医の募集定員については、4名を上限とした。

(3) その他

- ・ 協力型臨床研修病院については、新規指定を行った。
- ・ 複数の臨床研修病院が統合した病院から新規指定申請があった場合、統合前の募集定員の合計の範囲内で指定を行った。

2. 臨床研修病院の研修医の募集定員について

(1) 募集定員の増加について

○ 以下のすべてに該当する場合に、例外的に募集定員の増加を行った。

- ① 申請病院が行う研修プログラムの前年度の定員に空席がない場合（ただし、研修医の都合で臨床研修が行われていない場合は、空席とみなさない）。
- ② 申請病院が所在する二次医療圏で10万人対従事医師数が全国平均（207.4人）を下回る場合。

(2) 増加する募集定員について

- ・ 増加する研修医の募集定員については、2名を上限とした。